

ごみ処理施設に関する調査特別委員会（第8回）会議録

平成24年1月12日 午前10時00分 開会

1 出席委員

委員長	西口 雪夫	委員	松永 隆志
委員	田添 政継	委員	笠井 良三
委員	上田 篤	委員	町田 康則

2 欠席委員

副委員長 柴田 安宣

3 議長の出席

なし

4 顧問弁護士

弁護士 牟田 伊宏

5 説明のために出席した者

事務局長 松尾 博之

6 書記

書記長	山田 圭二	書記	濱崎 和也
書記	吉田 将光		

7 委員会に付した事件

- (1) 記録提出について
- (2) 今後のスケジュールについて
- (3) その他

8 議事の経過

○委員長（西口雪夫君）

おはようございます。明けましておめでとうございます。今年もよろしく
お願い申し上げます。

柴田委員のほうはまだ連絡があっておりません。何回も申し上げますけれ

ども、時間の厳守だけ特に守っていただきたいと改めてお願い申し上げたいと思います。

ただいまより第8回ごみ処理施設に関する調査特別委員会を開催させていただきます。

第7回委員会におきまして記録提出請求の議決をいたしました件につきまして、昨年12月21日付で記録提出請求手続を議長に依頼し、管理者から本年1月10日付で提出をされました。お手元に配付いたしております記録提出、県央県南広域環境組合関係第6回甲第43号証から甲第55号証でございます。

また、JFEエンジニアリング株式会社への請求につきましても同日付で記録提出請求手続を議長に依頼しておりましたが、年末年始を挟む時期であったことと本社との郵送でのやりとりに日程を要することを配慮いたしまして、提出期限を1月17日といたしておりますことをご報告いたします。

さて、組合からの記録提出分でございますが、県央県南広域環境組合情報公開条例上において、非公開情報とすべき内容が含まれている可能性もあるので、特に取り扱いには注意をしてほしいとの申し出が管理者からあっておりますので、その旨よろしく願います。

また、今回も記録提出分の内容説明のため、前回の委員会で松尾事務局長の出席説明要求を委員会で決定し、議長への手続を依頼しておりました。まずは委員会で調査する記録ということで原本との照合をこの場で行い、その後松尾事務局長の説明を受けたいと存じます。

書記、原本を提出をお願いいたします。

(原本との照合)

○委員長（西口雪夫君）

間違いなく原本の写しが提出されておりますことを確認できました。

それでは、書記、松尾事務局長の案内をお願いいたします。

(説明員入室)

○事務局長（松尾博之君）

皆様おはようございます。12月19日に開催されました第7回百条委員会において提出を求められた記録について説明を申し上げます。

私ども組合へ全部で14項目の記録の提出を求められましたが、過去提出したもの以外は不存在であったものも含め、順番に説明申し上げます

1点目、これまで記録提出請求した文書の中に不存在との回答があるが、保存年限の確認のために組合で定めている文書の保存年限の確認のために組

合では保存年限を規定しているものにつきましては、本日お手元に配付いたしております甲第43号証、県央県南広域環境組合文書管理規程（平成11年5月21日訓令第3号）を提出しております。

この規程のページ数でいけば、638ページをお開きください。右下のほうにページ数が書いてありますけれども、638ページ。第25条で保存期間等を定め、その分類は次の642ページ、別表で分類しております。

642ページをお開きください。

第1類に属する文書につきましては永久保存、第2類に属する文書につきましては10年、第3類に属する文書は5年、第4類に属する文書は3年と規程で定めております。

対象となる文書につきましては、また、すみません、634ページにお戻りください。634ページ。第4条で文書保存の原則と定めていますように、決裁、または供覧を終え完結した文書ということはこの文書管理規程で定めております。これに基づき、私どもとしては永久にするのか、10年、5年、3年にするのかを判断し、管理をしているところでございます。他の行政機関も同じように、この保存年限を過ぎますと、文書の整理上、破棄してという流れをどこの行政機関もとっているところでございます。

なお、永久保存文書につきましては、やはり今後、私どもの組合が存続するにおいては確実にとっておくものということで手続をとっているところでございます。

なお、求められましたこの甲第43号証につきましては、組合例規集に掲載をしております。例規集につきましては、管理者、組合員、顧問弁護士等には就任していただいた直後から配付しておりますので、私どもの事務局の業務の進め方につきまして疑義等が生じた場合は、まず、例規集でご確認いただくか、私どもにお尋ねいただければというふうに考えておるところでございます。

次に、2点目の甲第30号証の3で、記録提出があった5回の会議録以外の変更覚書の打合せ会議録、このことにつきましては、従前配りました甲第30号証をお開きください。記録提出第3回の2分の2のほうです。

○委員長（西口雪夫君）

甲第30号証の幾らですか。

○事務局長（松尾博之君）

第3回の2分の2のほうの甲第30号証の3です。ここで一覧表を掲載しておりますけれども、既に提出している分です。この甲第30号証の3で一覧表、その後には会議録、決裁文書をつけているものについて提出を既にしておりますけれども、この一覧表の左側につきましては、覚書の変更の協議を

行った部分が左側で、右側が変更覚書締結後の裁判に提訴するに至るまでの打合せ記録を一覧表にしておるところですけれども、この求められます会議録以外の変更覚書の打合せ会議録につきましては、左側のほうの備考欄を見たいと思うんですけれども、備考欄に議事録と書いてあるところがあると思います。16年の1月28日、7月21日、7月28日、8月12日、10月15日と、この右の備考欄には議事録と書いてありますので、この議事録に基づくものが、先ほど言いました決裁を受けて保存をしていると。それ以外の分につきましては、先ほど文書規程に申しましたように、決裁とか、供覧とか、そういったことをしていないので、保存はいたしていないということで、この議事録以外は不存在ということでご理解をいただきたいというふうに考えております。

あくまで報告の決裁をいただいたものだけを保存をしており、今回、甲第30号証として従前出しておるところですけれども、この中でいちばん最後の10月15日だけ、決裁も何もなく、ぱっと出ておるんですけれども、これについてはなぜ決裁を受けていなかったのかにつきましては判明いたしておりません。ただ、やはり保存すべき文書ということで、当時の担当者等が判断し、保存文書の中に打合せ分として入れ込んだというふうに理解をいたしておるところでございます。

よって、これ以外、既に提出したもの以外につきましては、保存文書には当たらないと、はっきり言えば、個人がメモった文書とか、そういった部分は保存すべき決裁文書ではございませんので、これ以外につきましてはないということでご理解いただきたいというふうに考えております。

次、3点目の平成20年(ワ)第612号、損害賠償請求事件証拠書類、甲第3号証につきましては、本日、甲第44号証として提出しております。この甲第44号証について若干説明を加えますと、この超過経費計算書は今回の損害賠償請求額の基になるもので、各項目の当初覚書の数字はこれのこの数字でね、当初覚書の数字につきましては、記録提出第1回で提出書類をしました甲第5号証をお開きください。

○委員長（西口雪夫君）

はい、お願いします。

○事務局長（松尾博之君）

この甲第5号証に消費税の5%を掛けた金額を、今日出しました甲第44号証の当初覚書の数字になるということをご理解いただければというふうに考えております。あくまでもこの甲第5号証、川崎製鉄から出されました年間経費内訳書の処理経費等の数字に消費税の5%を加えて、この当初覚書応札提示額というのを組み立てております。はっきり言えば、この甲第5号証

の一番下に書いてあります年間経費5億8,652万8,000円に1.05を掛けた金額がここの6億1,585万4,400円になりますよと。それに、この当初覚書では、その6億1,585万4,400円はあくまでも年間経費内訳書が出された処理経費に5%を加えたものがこの6億1,585万4,400円、これを基礎数字にしております。これに、甲第44号証の右側ですけれども、実績としていますのは17、18、19年度の3年間の決算で報告している数字でございます。それに補強工事の分を足して3年間の合計19億7,683万563円を損害賠償請求額として、現在、長崎地裁のほうに訴えているところでございます。つまり、甲第5号証を基準にして甲第44号証の当初覚書応札提示額を組み立てていると。それに年間経費の実績の分を差し引いた、上回った分の年間経費と補強工事分を足して裁判所に訴えている数字になっているということをご理解ください。

次、4点目の平成20年(ワ)第612号、損害賠償請求事件証拠書類、甲第7号証につきましては、本日、甲第45号証として提出しております。これは作成年月日は不明ですけれども、表紙を入れて3ページ目をお開きください。3ページ目の右側、そこにサーモセレクト設備の受注状況というのが書いてあるかと思えます。この中で一番上段にカールスルーエということので1999年3月稼働って書いてあります。というのは、これ以降にこれ造られたんだらうと。それから、その下に千葉って書いてありますけれども、1999年8月稼働予定と書いてありますので、この間に甲第45号証は作られ、組合のほうに提出されたものだというふうに考えております。これでサーモセレクト方式のPRをされていたというふうな書類がこの甲第45号証と。

これを原告側として裁判資料として提出した理由につきましては、この甲第45号証の後ろのほうに他のシステムとの比較をそれぞれ、後ろから2ページ目に書いてありますけれども、この真ん中、けつから1枚目をめくっていただいて真ん中あたりに、外部エネルギーと書いてある欄があるかと思えます。下の段の比較表の中にですね。この中で外部エネルギーは不要と、ごみ1,500kcal/kg以上であれば、外部エネルギーは変わって、サーモセレクト方式は要りませんよというのをうたっておりますので、これを裁判所に提出をした、そのための資料がこの資料であるということをご理解ください。つまり、この1990年当時においては、川鉄サーモセレクト方式は外部エネルギーは要らないんですよという売り込みがなされていたということを表すために、証拠書類とて裁判所に提出しております。よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

次の5点目、平成20年(ワ)第612号、損害賠償請求事件証拠書類、

甲第12号証につきましては、本日、甲第46号証として提出しております。これをなぜ提出にしたかにつきましては、裁判において被告のJFEが補償の対象範囲を基準ごみ2,000kcalで年間80,665tを処理することを前提とすると、この1点保証について反論をされておりますので、原告としてはそれに対する再反論みたいな格好で、この甲第46号証を提出してきているということです。これは、次、また戻ってすみませんが、今まで提出していた分の記録提出第1回の甲第10号証を見ていただきたいんですけども、甲第10号証の3ページの、これ変更覚書なんですけれども、被告のほうはこの変更覚書を基に反論をされておりますので、それによれば、3ページの下に一番下の行ですけれども、基準ごみ2,000kcalで年間80,665tを処理することを前提とすると、この1点保証で反論されておりますので、それに対する再反論という格好でこの資料を出しておると。80,665t、365日で除した1日当たり221tの処理ですよということをずっと言われています。そのことについて反論資料として甲第49号証を出しております。

まず、甲第46号証に戻っていただきたいんですけども、これを提出した理由は、公称能力と処理能力の違いについてを出しております。あくまでも公称能力は300tですよ、共通仕様書にもありますけれども。ここで注目していただきたいのは、処理能力と公称能力の違いですけれども、まず、公称能力のほうですけれども、公称能力とはこの甲第46号証の中段から下書いてありますけれども、公称能力とは発注仕様書に記載した発注者が受注者に要求した処理能力、これを公称能力というふうに言っております。公称能力ですね。それについては、再び第1回の甲第3号証に戻って開いていただきたいんですけども、甲第3号証の3ページ、甲第3号証の3ページに戻っていただきたいんですけども、甲第3号証の3ページ、この甲第3号証、これはあくまでも組合のほうから請負指名業者に出した発注仕様書ですね。この3ページにも2の段ですけれども、公称能力は指定されたごみ質の範囲内で24時間300tの処理能力を有する、これが公称能力です。また、後のほうの甲第9号証を見ていただきたいんですけども、請け負いました当時の川崎製鉄、ここにはもう既にJFEエンジニアリングになっておりますけど、甲第9号証の実施設計書、これは受注したメーカーから組合に出されたものですが、これの1の2の1にも、これはJFEから組合に出された、あくまでも実施設計図書ですので、第2節、仕様計画主要目、一番上、処理能力、公称能力、指定されたごみ質の範囲内で、同じく24時間300tの処理能力を有するものとしませうというのがJFEからも組合に出され、共通仕様書とこれは全く一緒の表現になっております。公称能力はそういう

ふうに理解していただければと考えております。

次に、また、甲第46号証に戻っていただきたいと思っております。

次に、処理能力の関係でございますけれども、この甲第46号証の1ページめくって資料2というのをつけておりますけれども、この一番上にごみ処理能力というのを書いております。資料2の2のところですね。ごみ処理施設の処理能力は処理対象とする低質ごみ、基準ごみ、高質ごみの低発熱量を設定した後、低発熱量を設定した低質ごみから高質ごみまで変化しても、計画するごみ量を計画する正常の焼却残渣、または熔融固化物に変換し得る能力をいうと。専門的な用語になってしまいますけれども、何をこの甲第46号証で言いたかったかといえ、また、その表紙に戻っていただきたいんですけれども、この一番下に、結論として当施設の場合、処理能力は公称能力を上回るというふうに書いてあるというふうに思います。これは全国都市清掃会議から出されたものですが、これが何でかといえ、この甲第46号証のいちばん最後のページを開いてほしいんですけれども、JFEから提出された資料3と書いてありますけれども、JFEから提出された引渡性能試験報告書（一部）と書いてあるのが、これを裁判所に提出しております。これの3行目に引渡性能試験の結果として、3行目の後ろのほうにですけれども、能力上問題なく処理することができることを確認しましたと。つまり、引渡性能試験の結果、当施設の場合、処理能力は1日当たり300tを上回る結果となっております。処理能力が問題なければ、公称能力より上回りますよと、そういった試験結果が出ましたということで性能試験は終わっていると。あくまでも3月までのですね、操業前の。そのための説明する資料として裁判所にこの甲第46号証を提出しております。

次に、6点目の平成20年、これは証拠書類甲第16号証の3につきましては、本日、甲第47号証として提出しております。これは先ほどの引渡性能試験のごみ質、既に裁判では2,000kcalが基準ごみという論点になっておるものですから、この甲第47号証で、先ほどした引渡性能試験のごみ質データを、これはこの引渡性能試験に添付されていたごみ質データです、JFEからうちが受け取ったデータですが、このときの右側、資料として書いてある右側のほうの一番下に、低位発熱量2,190kcal/kg書いてありますけれども、引渡性能試験は基準ごみに近いごみで試験されたことを示しております。それを、裁判は証拠書類の積み上げですから、こういったのは全部出して、引渡性能試験では確実にいい状態で引渡性能試験が済まされたということを確認し、受け取ったということでございます。

7点目の証拠書類、甲第28号証につきましては、本日、甲第48号証として提出しております。甲第48号証ですね。これはもう完全に専門のため

にしかわからないデータですけれども、どこに何のためにこれを提出したか
たとえば、これは21年12月17日にJFEエンジニアリングから提出され
たものです。JFEから提出されたものです。この中で見てほしいのは、
グラフじゃなくて、そのグラフの上の溶融炉処理率。溶融炉処理率はごみ処
理能力を溶融炉断面積で割って出しますよと、溶融炉処理率を書いてありま
す。逆に言えば、ごみ処理能力を出すためには、溶融炉処理率かける溶融炉
断面積にすれば、ごみ処理能力が出るんじゃないかと。これ元々何で出たか
たとえば、限界値を知るため出たんですよね。そこの下に書いてあります2,
000kgを上回ったら、この炉はもちませんよと。あくまでも1日100
tの場合は1,085、その下に3つ書いてありますけど、100tの場合、
120tの場合、150tの場合の3式だったんですけれども、これを額面
どおりとらずに、ごみ処理能力を出すためにはどうすればいいかというこ
とで計算した場合、1炉当たり、1kg当たり、ごみ質1,100から2,8
00kcalの範囲内で1炉1日当たり100t以上となっていますよ、出
ますよと。つまり、被告も1kg当たり、ごみ質1,100から2,800
kcalの範囲において、3炉運転では1日当たり300tの処理能力以上
であるよう設計したことを示す、こういう資料なんです。専門的になって
いますけれども。

次に、この資料の説明をしますけれども、先ほど言いましたように、1炉
当たりのごみ処理能力を出す場合は、溶融炉処理率に溶融炉断面積を掛け
れば、先ほど言ったように処理量は算出されてきて、具体的にいえば、溶融炉
処理率は最高、マックス、限界数値は、そこに書いてありますとおり2,
000kg/m²1時間当たりですね。これが溶融炉処理率です。最高ですね。
それで、溶融炉断面積はそこで示していますとおり、3.84m²です。よっ
て、ごみ処理能力を求めますと、最高2,000kgに3.84を掛けます
と7,680kgになると。ただし、これは1時間当たりですので、1日当
たり24時間操業は当初からずっとおっしゃるので、その時間を掛けま
すと184,329kg/m²、1日当たりになります。それをトンで表しま
すと、1t1,000kgですので、割りますと184.32tが処理できる
設計、これを出したのは、この184.32tが1炉当たり処理できる設計
であったことを示しているための資料をこの甲第48号証として提出して
おります。1炉当たりですね。ただし、これは最高ですので、そのときうちが
求めていたのは公称能力300tです。ですので、300tとなれば、とん
でもない数字になりますけれども、それまでは求めていませんけれども、当
初の設計では最高184.32tまで処理できる設計であったはずだとい
うことで裁判所にこれを提出している。グラフとかなんとかはもう専門的なこ

とですので、ここではもう説明申し上げませんが、そのためにこの甲第48号証。つまり、先ほど言いました公称能力と処理能力、それと、この1炉当たりの設計処理能力の最高はこうだったんですよということをリンクさせて、これを出しておるところでございます。

それから、証拠書類、求められています8点目の甲第30号証につきましては、本日、甲第49号証として提出しております。これは表紙に書いてありますとおり、甲第49号証につきましては、平成12年3月、川崎製鉄株式会社から出されました川鉄サーモセレクト方式の資料で、本施設の処理能力の特徴を述べています。サーモセレクトはこういうことですよ。その中で、ページがありませんけれども、5ページをめくっていただきたいんですけども、この平成12年当時ですね、これができました12年当時、本施設の処理能力の特徴を5ページに載っております。本施設の特徴として、そこに1項目から6項目までありますけれども、特徴としてはダイオキシンを発生させない、すべての回収物を再資源化、廃棄物のエネルギーをクリーンなガスとして回収、飛灰がでないため、バグフィルターが不要、そして、年間稼働日数330日とうたっております。それで、設備のコンパクト化を実現。この330日を稼働できますよということでこの資料を組み立てておりますけれども、しかし、裁判の中で、これは資料として付けておりませんが、被告が提出した年間運転計画、当初計画では1号炉が264日、2号炉が233日、3号炉で241日、合計3炉で738日しか稼働しないということが証拠書類として出されております。これは計画年間ごみ量80,665tと対しますと、平均109.3tの処理能力と。それを330日運転が可能とすると、3炉当たり年間最大330日では108,207tも可能であると。この年間稼働日数330日に注目して裁判所に提出をしております。実際はそこまで行っておりません。1炉当たり、それぞれの炉が330日可能ですよというのがこのうたい文句です。けど、そのうたい文句では実際稼働すれば動いていないということです。

さらに、ここからまた7ページ目を開いてください。先ほどのパンフレットと一緒にですけども、7ページ目、ちょっと見にくいんですけども、他方式との比較の手前です。7ページに6番、設備のコンパクト化というのがうたい文句としてあると思います。（発言する者あり）ここに他方式との比較の手前です。その6番に設備のコンパクト化、下から4行目です。先ほどの当時の川崎製鉄の売り込みにも書いてありましたけれども、ここでもまた改めて4ページに、新たな外部熱源を必要としないなど、従来に比べて削減が可能となりますよというのをセールスポイントとして上げております。現実ではどうあったかにつきましては、もうくどくど説明しませんが、

現実との乖離、売り込みに出された資料と現実とは全然違うんじゃないんですかということを経験所にわかっていただきたいということで、この甲第49号証を提出いたしておるところでございます。

あと色々資料はつけておりますけど、注目すべき点は、先ほど言いました年間330日とここの外部熱源を必要としないという2点です。

それから、次、9点目の証拠書類甲第30号証につきましては、本日、甲第50号証として提出しております。これは平成20年4月23日にJFE環境ソリューションズ、委託契約を結んでいるところですが、17年から19年までの3年間の契約期間なものですから、契約期間を過ぎた20年4月に3年間のそれぞれの動きがどうやったかということについて使用状況についての報告がなされておまして、注目していただきたいのは、3ページ目、下に小さく薄く5ページと書いてありますね、3枚めくっていただいて、17年度のガス量LNGと書いてある、この表、この表を見てください。17年度のLNGの（発言する者あり）ガス量は一定していないんですよ。一定しないまま使用を続けてきております。これと次のページを見ていただきたいんですけども、19年度のごみ量、LNGのですな、18年度、19年度、そこにも書いておりますけど、色々ぶれとつとところがありますけれども、17年度よりひどくない、ぶれの量がですね。19年度は止めたりなんざりしたことがあるもんですから空欄もありますけれども、そこでぶれは確かにあっておりますけれども、ある程度のぶれは17年度よりはひどくないというのがおわかりになるかと思うんですけども、これを裁判所に提出したのは、被告が主張するごみ質の低下は被告が17年度に投入した排水のため、ごみの中の水分が増大したことにより、ごみ質の低下を招いたことを示していますと。つまり、裁判において被告からは、ここのごみ質は特殊なんだと、カキ殻が入っているとか、カロリーが高いとか、地域特性によりここのごみ質は悪いんですよということを主張されております。それに対して私どもとしては、ガス量の使用量を比較して、原因はそこじゃないでしょう、あなたたちが投入、17年度操業当時ですね、排水を入れたためにだめだったんでしょうということを言っております。これは後から詳しく説明しますが、あくまでもその原因は被告が投入した排水によるものとして判断をしている。それを裏づけているのは、次の求められました甲第36号証、甲第51号証として提出しておりますけれども、甲第51号証を見ていただきたいと思っております。これもあちこち絡んで求めて出したものですが、そこに図があるかと思っておりますけれども、プラットホームの投入口までごみ汚水が溢れてきたと。それで、ごみピット壁面からごみ汚水の水の漏れ高さ、私たちのこの失敗やっただとは、このときにピットの中の話では、水

の中にごみが浮いていたという話は聞くんですけども、写真がないんですよ。それを撮っとけばよかったのになと、うちの職員は全員後悔しているところです。ただ、ピットの中じゃなくて、ピットの外にある水漏れ状況等の写真については、次のページ、次のページあたりに書いており、まさしく排水がこのピットから溢れて壁面を通じて隣の部屋に水漏れを出している状況は撮っております。ただ、ピットの中の写真を撮らなかったことは致命的欠陥ではありますけれども、補うべき写真はそこに付け、間違いなく水漏れがしている。逆を言えば、水漏れがしているからこそ、隣の壁面に水が溢れているんじゃないだろうかということを出しております。

元々被告のほうからは、17年4月1日の操業当時に、残ごみのため、ごみの高さが想定以上に高く、各種のトラブルの原因があるということを主張されております。私どもとしては、このごみの高さが高かったのは、ごみのせいではなくて、試運転当初から被告が処理に困った排水を無断でピットに投入した結果であり、これにより、排水と水分を含んだごみにより容積が膨らみ、ごみレベルを高めたと反論をしております。このピットに入れられた排水につきましては、この甲第11号証に提出資料のとおり、ピットの高さから1.8m溢れているというところです。あくまでも被告が主張しております操業前の2,600t、これが当初のトラブルの原因であったということと違うよということ原告としては言っております。また、関連はずっとしております。

次に、甲第38号証、本日、甲第52号証として提出しておりますが、これはちょっとさっきの話と1回切っていただいて、順番があるものですから。処理量の不足を行うため、平成17年、あつ、すみません、甲第52号証です。17年12月から19年3月まで被告の提案に従って排水処理設備、液体酸素貯留気化装置、予備炉下部、シリカ除去装置の4件の補強工事を組合の負担で実施しております。これは何回でも説明しているとおりです。結果的には処理量のアップの効果は出てきておりません。よって、当時の組合から19年度にJFEに対し、これでは困りますよと、このときの問題は経費の問題じゃなく、処理できないことがうちは問題だったものですから、処理をできるように何とかしなさいという管理者から強い要請があつて、被告の負担で平成19年6月から20年3月までに実施した改善改良工事。補強工事は組合で負担をしてしております。けど、この改善改良工事は、補強工事まで組合が負担して、言われるとおりののに、なぜ改良できないんだということから、これ以上はもうあんたんととせんと、支出がだれでも納得できないということから、恐らくJFEによる負担で行ったものということで、そのときにはこういうふうに改善改良工事を行います、そこに書いてあ

りますとおり、4つの部分についての対策をしますと。

ただ、組合に出されたのはこれの甲第52号証だけです。あとは出されておられません。何でかといえば、これが出されたのが、終わったのが20年の、先ほど言いました3月までで、9月に裁判所に提訴しているものですから、裁判の争いになるんですね。つまり、17年からこの改良工事が備わっておれば、処理でトラブルは起こらなかったんじゃないかという、何かそういった裁判の思惑色々あってですね、事業費とか、これ以上の説明はあっておられません。これをそのまま裁判所に提出しております。こういったことを操業3年後にしなければならないということは、当初から備えるべき能力が不足していたんじゃないかということを経験にわかっていただくために、この甲第52号証を提出いたしております。

ただ、その後の経過につきましては、議会でも十分説明いたしておりますとおり、能力的には非常に1炉当たり130t処理、それで計画停止とか処理能力面に限って言えば、本来の目的に要求していた目的に沿った形に現在でもなっておりません。だから、こういう改善改良工事をなぜ最初からしとかなかったのかということによって損害賠償を起こしております。能力的には欠陥じゃなかったのかということを経験にわかって出しているというところがございます。

次に、求められています甲第39号証ですけれども、これは本日、甲第53号証として提出しております。これは何でかといえば、裁判におきまして、確かに引渡性能試験を組合も承認いたしまして引き受けをしておりますけれども、これは非常用発電機のことに関して、平成18年度の台風の影響によって停電をしております。この停電したときは、本来、非常用発電機でもって安全に設備を停止させなければならなかった。システム自体がガスと電気です。やっていますから、急激に停電を起こした場合、急速冷凍といいますが、異常事態でぽんと切ってしまうと、そうした場合、炉厚等に急速冷凍といいますが、異常を加えますので、非常用発電機で徐々に冷やしていくというための非常用発電機です。ところが、18年度に台風がありまして、この停電を起こしたと、九電がですね。そのときに、本来、動かなければいけなかったこの非常用発電機が動かなかった。なぜ動かなかったかといえば、このラジエータファンは、本来、60Hz、静岡からこっちは60Hz、向こうは50Hzですけれども、60Hzをつけとくばいかんとを50Hzをつけてあったと。つまり、関東仕様をつけてあったということから、このファンは回らなかった。そういう基本的な施工ミスがあったということを経験にわかってほしいということから、この甲第53号証を提出しております。正直言って、引き受けはしましたが、こういう単純施工ミスといいますが、関東と関西のこのヘルツの違い。これは皆さんご存じだと思いますけれ

ども、そういったものにつきましても原告側としては施工ミスがあったんですよということを提出しておるところでございます。この中に、これ色々ずっと読んでいけば出てくる話です。（「おわびだけは書いてある」の声あり）おわびだけ書いています。これ専門的にずっと書いてあるもんですから、一言で言えば、先ほど私が言ったような結論になります。（発言する者あり）はい。（「後ろのほうに書きちゃ」「うん、後ろにある」の声あり）装備されていたファンは、50Hz地区用の製品です。（発言する者あり）

次、行きます。

証拠書類甲第45号証につきましては、本日、甲第54号証として提出しております。

これは、先ほどちょっと間に入りましたけれども、甲第50号証、甲第51号証と関連する出来事でございます。甲第54号証。被告が投入した排水に関連するものです。ちょっと飛びました。2つ間に入って飛びましたけれども、皆さんもよく言われています。排水を投入すれば、ごみ処理が落ちると。何でその排水を投入したとやろうかいと質問を受けておりますけれども、この川鉄サーモセレクト方式は、当初設計から排水の投入を見込んで設計されているんですよ。それを示すのがこの甲第54号証です。横に見ていただければ、この甲第54号証、一体何かといえば、東部クリーンセンター、中継リレーセンターですね、あれを造るときの第1回工程会議ということで、出席者は請け負いましたJFEとコンサルの総合エンジニアリングと組合です。その中の協議録が議事録として残っております。これは裁判所に提出した理由は、1ページあけていただいて、3ページになる、こっち側です。これの上のほうに6行目、プラント排水の排出先はというお尋ねがしてあります。右のほう、県央県南環境センターのごみ焼却炉ピットですよ。

つまり、何を言いたいかと言えば、リレーセンターのピット内には生ごみや搬入車両のコンテナ部分を洗った水など、どうしても水が溜まります、そういった排水はどうすればいいんですかと。西部リレーセンターの方は下水のほうにつながっていますので、そちらに流していくと。そして、島原にある東部の方はそれがつながっていないと。ですから、ピットの中に溜まると、向こうのピットの中にですね。それはどうすればいいですかという問いに対して、いや、その排水は焼却炉ピットに放流しても構いませんよというのが、この答えのほうですね。何でかという部分につきましては、すみません、もう1回、第1回の甲の、それを説明します。

第1回の甲第1号証の3をお開きください。3の2ページ、これです。甲第1号証の3の次のページぐらいに、これが出てくるかと思えます。この真ん中に、気をつけて見てほしいんですけれども、ごみの処理の流れが書いて

あると思います。ごみの受け入れをし、ごみを圧縮して、問題はこの次に乾燥、脱ガスと書いてあります。ここですね、450℃の熱風を外部から間接的に加熱していると。つまり、ここで乾燥させますよと。当初からそういう設計（発言する者あり）450℃というのはパンフレットに。（発言する者あり）450℃。つまり、水は100℃以上で沸騰しますので、450℃で熱すれば、ここで十分乾燥しますよと。ですから、ピットの中に排水をほたり込んでも、ごみがそれを吸収して水分とともに圧縮されて、ここの4番の乾燥、脱ガス、我々、脱ガスチャンネルという名称で呼んでおりますけれども、そこで乾燥しますよと。ですから、リレーセンターの排水をピットにほたり込んでも大丈夫ですよと、そういう設計です。ですから、最終的な燃やすところでは水は関係ないんですよと、そういう設計です。（発言する者あり）そこら辺が、やはり設計上そういうふうになっているから大丈夫だろうと思われたと思います。（「しかし、量は少ないほうが」の声あり）はい。（発言する者あり）しかし、そういう設計です、システムです。よく質問が出ていたのが、副産物が何で高いんかという質問も出てきておりますけれども、副産物も発生するようなシステムです。ただし、最終処分場で処理するものは持っていかなくていいですよと。ただ、メタルとか、スラグとかは出ますよと、そういう設計です。それを造るための施設じゃなくて、それが出るような設計です。乾燥もそのような設計なんです。ですから、当初の設計どおりできていれば、素晴らしい設備なんです。（「そうですよね」の声あり）ですから、先ほど言いました排水については、何でかとだれでも疑問に思うことが、それが対応できる設計なんです、実は。（「それは対応できるんであって、それを見込んだ設計じゃないわけですから。多分、水が漏ってくるだろうということを前提にした」の声あり）いや、ただ、工程会議では、JFEの方がはっきり「ピットに持ってきていいですよ」ということ言っていますから（発言する者あり）操業当時ですから、そこら辺のとはどういうふうな判断でこういうふうになってきたかということにはわかりませんが、ただ、裁判所にずっと提出した資料について、そういう設計であったということからですね、そのような我々が通常思います、何でごみに水を入れるとかという疑問は、これで本来の性能が発揮されれば可能であったと。（発言する者あり）すみません。不慣れという言葉自体、私がどうのこうのと言っても一緒ですけども、現在、裁判所で初期トラブルと言われているのは、攪拌をするオペレーターの運転が未熟だったと、こう攪拌して乾燥させる。そういったことを裁判所では言われております。それが不慣れに入るのかどうかは私は何とも言えません。（「それは、しかし予定されていたわけでしょう」の声あり）予定されておりましたので。（「ある程度は」

の声あり)

それで次の、求められています最後になりますけれども、甲第47号証につきましては、本日甲第55号証に出しておりますけれども、東部リレーセンターからの真空吸引車、要はバキュームカーですね。東部リレーセンターのピットに溜まった、先ほど言った排水の持ってきぐあいです。それで、8月ごろもう溢れるようになったので、諫早市にあります下水の中央浄化センターへ持っていったと。それで、平成18年度には東部リレーセンターに排水処理設備を設置して、排水を再利用することでピット内の搬入する量、かすのところしか現在持ってきていない。最初は水もなんもかんも一緒やったです。そういうところが現状です。

今、甲第55号証を説明申し上げましたけれども、私どもとしては裁判としては一貫として、先ほど強調しました設計ではとっておりますけれども、設計では確かにそういう設計だったかもしれませんが、現状ではやはり改善改良工事のおかげで、処理能力は予定どおりになってきていますけれども、もう1つの経常経費関係が、明日の臨時議会でもお願いしますが、やはり想定した以上の1.5倍とか、1.7倍とか、現状でも続いておりますので、経常経費的にはやはり損害賠償の対象になり得るということから、17年度の3年を訴え、さらに、拡張請求という手法で以降の3年間も出すよう準備をし、明日の臨時議会に承認をいただくよう手続を進めているというところでございます。

あくまでも当初の設計どおり、理想の設計どおりできていれば、損害賠償請求の基となった債務不完全履行が起こらなかったであろうということをお我々としては弁護士と協議しながら、管理者と協議しながら進めておるところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（西口雪夫君）

局長どうもありがとうございました。

(説明員退室)

○委員長（西口雪夫君）

ほとんど今もう今日資料が出まして、かなりもう資料の提出も順調に来ておるんですけれども、ほかにまだ資料少し、これも提出してほしいというのがあれば資料の請求をお願い申し上げたいと思いますけれども、どなたかありますか。はい、松永委員。

○委員（松永隆志君）

私どもの担当の覚書締結、先ほども不存在で、議事録についても不存在だったんですよ。それで色々調べましたら、是非、必要と思うのが、甲第32

号証の1で裁判関係の資料の一覧の甲第51号証（「ちょっと待って下さいね。甲、何回提出かな」の声あり）これは裁判資料の2の2、第3回（「これの」の声あり）甲第32号証かな。32の1。訴状の中に書類の一覧がずっとありますよね。その甲第51号証、3ページになるとかな。裁判関係の51号証。性能保証に関する覚書変更協議資料、これJFEエンジニアリングのほうの作成の（発言する者あり）性能保証に関するこの協議資料（発言する者あり）これを参考にしたいなと思うんですけども。

それと、先ほども不存在だったのが、先ほど甲第30号証、それに戻って、30号証の3で一覧表で、先ほど局長からの説明もあったんですけども、これ見ていきますと、これだけの締結前の会議があって、そして、残っている議事録というのが5つでここに残っておるわけですね。これこちら側の記録なんですよ。（「そうです」の声あり）そしたら、JFE側としてはそういう記録があるのかなと思うんですけども、もし、その辺のところを提出していただけたら。私としてはこの回数を行われた議事というのが会議の中身というのは、断片的に5回の議事録と、あとこれから当事者の方々にお聞きするしかないもんでですね。その前にそういうふうな話としてのものが、こちら側と先方側の資料としてもあるならば、そういうのを求めたいと思っております。

○委員長（西口雪夫君）

今の松永委員からの指摘と重なるんですけども、前回提出されました第5回、2の1をちょっと見てください。1の2か、1の2。第5回、1の2ですね。前回、第5回提出。第5回の1の2です。（発言する者あり）これのいちばん最後の甲第39号証。これの11ページ。いいでしょうか。11ページですね。

龍田弁護士の話の中なんですけれども、この11ページの終わりごろですね。下から7行目ですね。「実は変更覚書では、我々から言いますと、JFE、とんでもないことを言っていますので、この協議の中でJFEも記録を作っているのかと思うんですが、いずれにしろ、今の段階ではちょっと議事録を提示するのは勘弁していただきたいと思っております、この辺のところ一通り、双方の主張とか、証拠の提出が終われば、その段階で開示に応じさせていただくというのが裁判をやる弁護士の立場から希望を述べさせていただきます。」とありますね、ですから多分、今のと、重なるんですけども、JFEもこの議事録、ひょっとしたら持っているかもしれませんので、その辺の提出を、今回、松永委員の要望ですので。はい、書記、どうぞ。

○書記長（山田圭二君）

確認ですが、今、前回の第7回委員会で、JFEエンジニアリングの関係

の請求という中の1つに、変更覚書の作成のために組合と行った打合せ会議録ということも一応請求をしているんですが、その件ということであれば、もう既に請求済みという（発言する者あり）前回。はい、今、1月17日までに予定の中に入っております。会議録につきましてはですね。

○委員長（西口雪夫君）

じゃ、さっきの甲第51号証やったですかね。（「裁判の」の声あり）これはもういいですね、今の請求を、じゃ。（発言する者あり）もう請求していますからね。（「それはしとらんよね」の声あり）甲第51号証はあります。提出可能ですか。（発言する者あり）

○書記長（山田圭二君）

裁判資料として提出しておるものがこの一覧に載っておりますので、存在はございますが、ちょっと私もその中身がわかりませんので、もしかしたら、もう既に出している提出資料の中と同じものの可能性もございます。その辺はご理解いただいた上の請求ということでございます。

○委員長（西口雪夫君）

じゃ、よろしくお願いします。（発言する者あり）

○書記長（山田圭二君）

私もちょっと全く確認できない状況ですので、この51号証がどのようなものかわかりませんが、一応裁判の証拠資料ということで提出されている事実はございますので。ただ、今までに出している資料の中と重複するものがあるかもわかりませんが、それは確認。

○委員長（西口雪夫君）

一応確認した上で。

○書記長（山田圭二君）

はい。その場合は、また委員長のほうなりにご説明して、いや、もうそれは裁判資料ということで、提出ということであれば請求という形でどうかなと思っております。

○委員長（西口雪夫君）

上田委員どうぞ。

○委員（上田 篤君）

今の甲第32号証の1の中で、ここで書いてある甲第28号証ですね。処理能力設計説明書、これどこかで出ているんですか。私はもう何回かめくってみたんですけど、よくわからなくてですね。（「何番ですか」の声あり）28。（「これも請求済みでしょう」の声あり）してあるんですかね。あったですかね。（発言する者あり）

○委員長（西口雪夫君）

これ結局、請求していますけど。

○委員（上田 篤君）

まだですね。わかりました。

それと、ちょっと牟田先生にお尋ねしたいんですけど、向こうの反論ですね。こっちの主張に対する反論。J F E側の。そういうのは資料としてはここにないんですかね。

○委員長（西口雪夫君）

すみません。皆さんのお手元に準備書面、1からずっとこれ前いただいたのがありますので。

○委員（上田 篤君）

前、今回じゃなくて。

○委員長（西口雪夫君）

今回じゃなくてですね。

○委員（上田 篤君）

はい。何回ぐらいあるんですか、聞いた覚えはないんですけど。

○委員長（西口雪夫君）

準備書面1からずっとありますので、これ1回目を通しとってください。

これをまた提出書類にしますと、余り資料が膨大になりますので、私もこれ今回提出をお願いしようかと。皆さんお手元にあるはずなんですよ。

○委員（上田 篤君）

ずっと資料を見ていったら、相手は何と言っているか知らないことには、ですね。

○委員長（西口雪夫君）

これにすべて載っていますので、一応これも1回目を通しとってください。

皆さん方ですね。多分、今回の調査とは余り、方向性だけの主張だけですので、これは。一応皆さん目を通しとっていただければと思います。

はい、どうぞ書記。

○書記長（山田圭二君）

今、ちょっとお話のありました裁判資料の甲第28号証につきましては、今回提出されております甲第48号証で提出されているものがそれに相当するようです。甲第48号証です、本日お渡ししている。それが裁判で提出した甲第28号証という分でございます。

○委員長（西口雪夫君）

上田委員、今ので、ご理解よろしいでしょうか。

○委員（上田 篤君）

はい、わかりました。

○委員長（西口雪夫君）

ほかに記録の請求ございますか。はい、松永委員。

○委員（松永隆志君）

記録のあれは、大体もう今回くらいであれして、あとは中の精査をしていったらどうかと思います。

○委員長（西口雪夫君）

そうですね。そういう方向で行きたいと思っておりますけれども。またあれば、次回でも請求していただければ結構ですので。皆さん方で検討されてまたあればですね、請求をお願い申し上げたいと思います。

記録の提出については、以上でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

では次に、今後のスケジュールについて、次回いつするかをちょっとお話しさせていただきたいと思います。1月中にもう1回できたらやりたいんですけど、皆さんのご意見をちょっとお聞かせください。（発言する者あり）私としましては、できればもう1回、1月のうちに開いていただければ、少しずつ進んでいくんじゃないかなと思っておりますけれども、一応記録の提出も大分できましたので、（発言する者あり）追いついていきませんので。是非1月で、もう一回やりたいと思います。ご理解いただきたいと思っておりますけれども。日程をお決めいただきたいと思っております。はい、松永委員。

○委員（松永隆志君）

これもいただいたのをちょっと勉強させていただくという感じになるかと思うので、月末で、26、27、30、31か、このあたりで検討いただければと思います。

○委員長（西口雪夫君）

1月27日という、どうでしょうか、その辺の皆さんの予定は。（発言する者あり）今、皆さんからのご意見で次回の委員会の開催日を1月27日の10時からということで決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

それでは、次回の開催日を平成24年の1月27日、10時から開催いたしたいと思っております。

その他でございませんか。何か。はい、松永委員。

○委員（松永隆志君）

これもあれなんですけど、明日議会がありますたいね。その後の全員協議会の予定で、恐らくこの特別委員会の経過とかなんとかの報告が求められるか

もしれないと思われませんが、その辺は委員長にお任せしてよろしいでしょうか。

○委員長（西口雪夫君）

今の件ですけれども、明日多分、私も覚悟しておりますけれども、2月に定例会がございますので、できれば詳しくはその時点で中間報告としてさせていただきたいと思っておりますけれども、とりあえずは、ある程度の報告は要請があれば私もさせていただきたいと思っておりますけれども、もし、私が舌足らずのときは、皆さんのほうでまた是非、援助をお願い申し上げたいと思っておりますけれども。（発言する者あり）

以上で今日の委員会を閉めたいと思っておりますけれども、何度も申し上げますけれども、今日もちょっと柴田委員が、文書を出しとるんですね、予めもう今日の決定、日にちは皆さんにお配りしていますので、是非（発言する者あり）いや、滅多にないんです。柴田委員から連絡あっていないんですね。それで、今さっき家のほうにも電話させていただきまして、確認とったんですけれども、ほかの用事でちょっと出とらすごたつふうで。是非、文書も送っておりますので、時間厳守だけは守っていただきたいと思っております。

以上で今日の第8回の調査特別委員会を閉めさせていただきたいと思っております。

（午前11時20分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

ごみ処理施設に関する調査特別委員会
委員長 西口 雪夫